**学外実習に関する協定書**

広島高速道路公社（以下「甲」という。）と　●●●●（以下「乙」という。）は、学外

実習の実施に関し､次のとおり甲乙間で協定書を締結するものとする。

記

（実習学生の委託）

第１条　乙は在籍する学生（以下「実習学生」という）を甲に委託し、甲はこれを受入れるものとする。

（実習期間中の損害賠償）

第２条　乙は、実習学生に「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」、「インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険」（以下「学研災」等という）に加入させる。また、甲は、実習前に実習学生がそれらの保険に加入していることを確認するものとする｡

* 1. 通勤途中の事故、災害については、甲の責に帰さない。
	2. 甲内での実習中の事故に関しては、実習学生の人災に関しては、甲に故意または過失があり甲の過失と実習学生の損害との間に相当な因果関係が認められない限り、甲は実習学生の損害賠償責任を負担しない。その他の設備等に関する災害については、状況を判断し、甲乙の話し合いの上、実習学生の加入する「学研災」等を配慮し誠実に対処方法を決める。

（実習の終了）

第３条　甲は次に掲げる事項の場合、実習期間内であっても実習を終了させることができるものとする。

2　　この協定書に掲げる事項に著しく違反する行為があった場合。

3　　実習学生が身体的あるいは精神的に実習を履行することが困難と認められた場合。

（協定書の有効期間）

第４条　この協定書の有効期間は、協定書締結の日から実習期間終了日までとする。

（定めのない事項の決定）

1. 協定書に定めがない事項、又は本協定書に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議の上 決定する。

 本協定書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ１通を保有するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　 甲　　　会社名　　　広島高速道路公社

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　熊谷　銳　 　㊞

 乙 大学名 　●●●●●●●●●

 　　　　　　 　教　授　 ●●　●● ㊞